

～ データやデジタル技術の活用などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、データやデジタル技術を活用し、納税者が簡単・便利に申告や納税を行えるよう様々な利便性向上施策や情報発信に取り組み、納税者サービスの充実を図っています。

なお、取組を進めるに当たっては、デジタルに不慣れな納税者にも配慮し、分かりやすく丁寧な説明や案内を行っています。

1 税務手続のデジタル化の推進

～ e-Taxの概要 ～

e-Taxを利用することで、国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続をオンラインで行うことができます。

国税庁では、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進し、オンライン利用率は順調に増加しています。

e-Tax送信に必要なもの(個人利用者の場合)



注1) タブレット又はパソコンで送信する場合は、「マイナンバーカード読取対応スマホ」又は「ICカードリーダー」が必要です。

注2) 納税手続を行う場合は、マイナンバーカードによる電子署名は不要です。

注3) スマートフォンのマイナンバーカードをご利用の場合、マイナンバーカードの読み取りが不要になるほか、利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)はスマホの生体認証機能等を利用できます(機種によって異なります。)

e-Tax利用のメリット(所得税の確定申告の場合)

e-Taxの5つのメリット

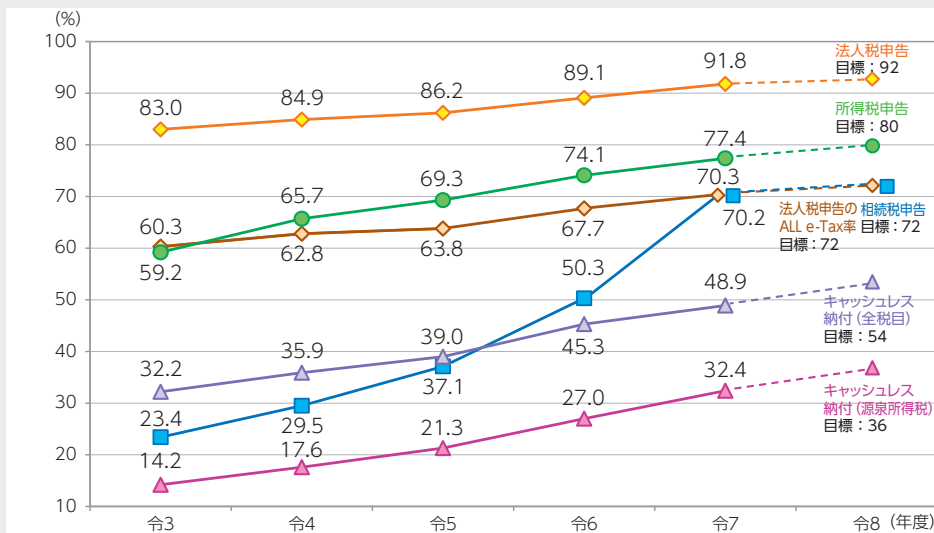
- 自宅から申告可能**
※メンテナンス時間を除きます
- 24時間いつでも利用可能**
※メンテナンス時間を除きます
- 受信通知からいつでも内容確認**
- 添付書類提出不要**
※一部の書類を除きます
※イメージデータによる提出も可能
- 早期還付**
BANK

さらに! マイナポータル連携を活用すると

- 医療費の領収書等の収集や集計が不要**
ふるさと納税、医療費(領収書)、給与・年金
- 確定申告書の該当項目へ自動入力**
確認だけ!
- 書類の管理・保管が不要**
スッキリ!

■ オンライン利用率

オンライン利用率目標を設定し、利用率の更なる向上を目指します。



- ※1 令和7(2025)年度の各計数は速報値です。なお、確定値は、令和8(2026)年10月頃にe-Taxホームページで公表予定です。
- ※2 主な手続の利用率を掲載しています。その他の手続についてはe-Taxホームページをご覧ください。
- ※3 法人税申告のALL e-Tax率とは、法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合です。



e-Taxホームページ
「e-Taxの利用状況等について」

2 デジタルを活用した確定申告の推進

～ 所得税の申告人員は 2,353 万人。半数以上は還付申告 ～

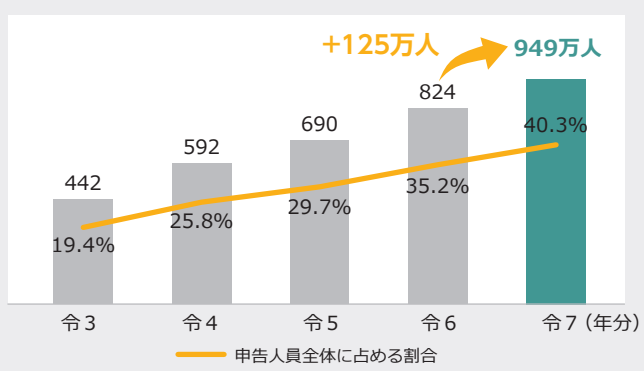
確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和7(2025)年分の所得税の確定申告書の提出人員は2,353万人に上り、国民の約5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告の提出人員は、1,335万人を超え、半数以上を占めています。

(1) 自宅等からのe-Taxによる申告の推進

国税庁では、確定申告会場へ来場することなく、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用して、自宅から納税者ご自身でe-Taxによる申告をしていただくことを推進しています。

なお、令和7(2025)年分の確定申告では、納税者ご自身で自宅等からe-Taxによる申告をされた方が949万人と、前年分である令和6(2024)年分から125万人増加しました。

■ 自宅等から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の推移



令和7(2025)年分確定申告人員		万人
自宅等からのe-Tax		1,454
<ul style="list-style-type: none"> 納税者本人による送信 <ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等 税理士による代理送信 		949
確定申告会場からのe-Tax		202
地方公共団体会場からのe-Tax		159

～ 「確定申告書等作成コーナー」の提供 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができ、作成した申告データはそのままe-Taxで送信できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与、公的年金等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に金額等を自動入力することができます。

マイナポータル連携については、「(2)マイナンバー制度を活用した利便性向上策」をご覧ください。



確定申告書等作成コーナー

■ スマートフォンを利用した所得税申告について

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」においては、より多くの方にご自宅等からご利用いただけるよう、所得税の全ての画面でスマートフォンでも操作しやすい画面を提供しています。

また、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書の作成・e-Taxの送信ができます。Androidでは、すでに利用可能となっていました。令和7年分の確定申告からiPhoneにも対応しました。

- ※1 Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。
- ※2 iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ※3 iPhoneのマイナンバーカードの詳細は、デジタル庁のホームページをご覧ください。

例：住宅ローン控除の入力画面

Before (～令和6年12月) After (令和7年1月～)



読取不要



利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマートフォンの
生体認証機能を利用可能に！

～ 「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxにより提出する方は年々増加 ～

令和7(2025)年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等からe-Taxで申告書を提出した方は、税理士の代理送信を含めて882万人で、平成27(2015)年分以降、利用者は年々増加しています。また、「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で申告書を提出した方は230万人と、前年分である令和6(2024)年分の263万人から減少し、書面からe-Tax申告への移行が更に加速しています。なお、882万人のうち、497万人がスマートフォン等で確定申告書を作成しています。

(2) マイナンバー制度を活用した利便性向上策

国税庁では、自宅等からのe-Taxによる申告の拡大に向けて、マイナンバー制度を活用した年末調整・確定申告手続の利便性向上策に取り組んでいます。

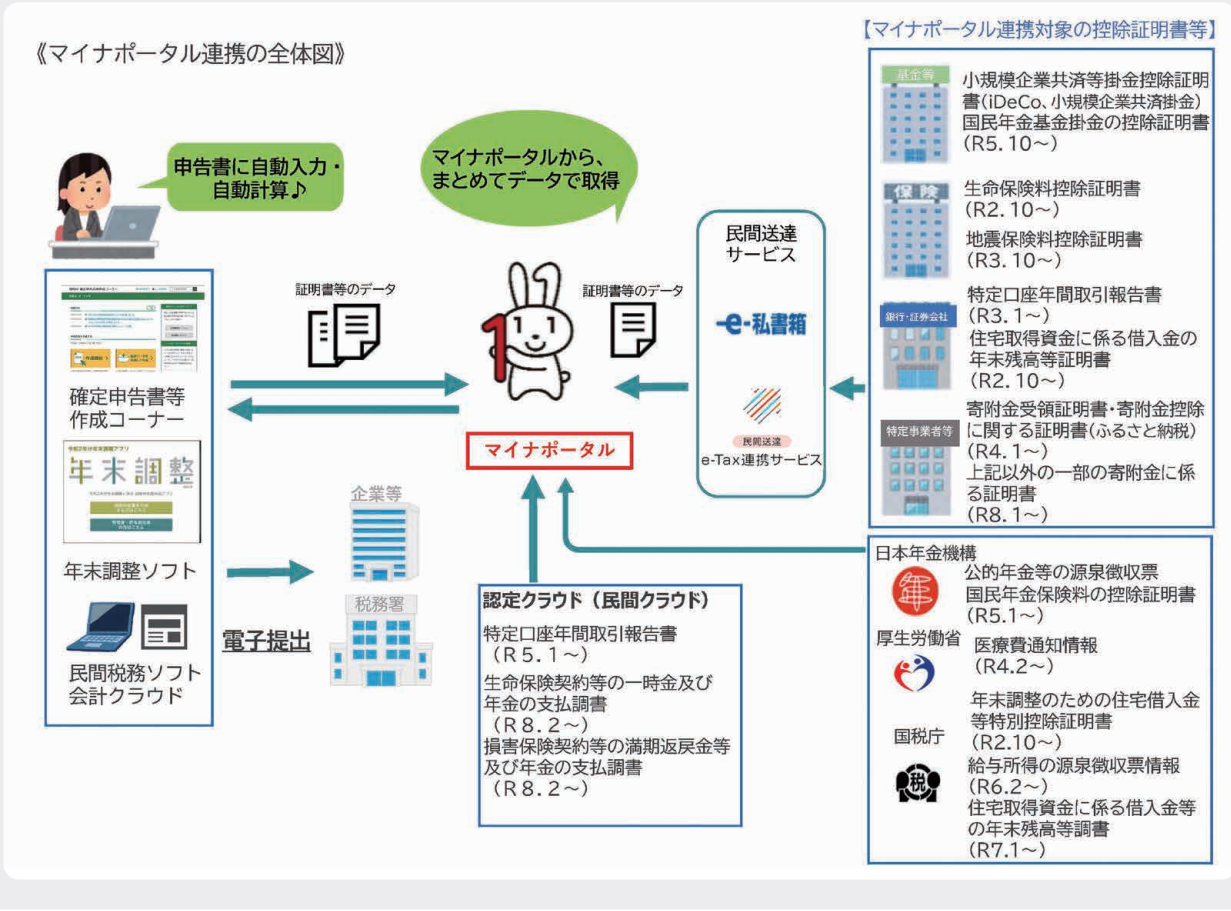
～ マイナポータル連携による納税者利便の向上 ～

令和2(2020)年分の年末調整・確定申告から、より簡単に手続を行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータル¹を通じて一括取得し、各種申告書へ自動入力する機能(マイナポータル連携)が開始されています。自動入力の対象となるデータは順次拡大しており、令和8(2026)年1月からは新たに「生命保険契約等の一時金・年金の支払調書」、「損害保険契約等の満期返戻金等・年金の支払調書」、「ふるさと納税以外の一部の寄附金」が加わり、更に利便性が向上しました。

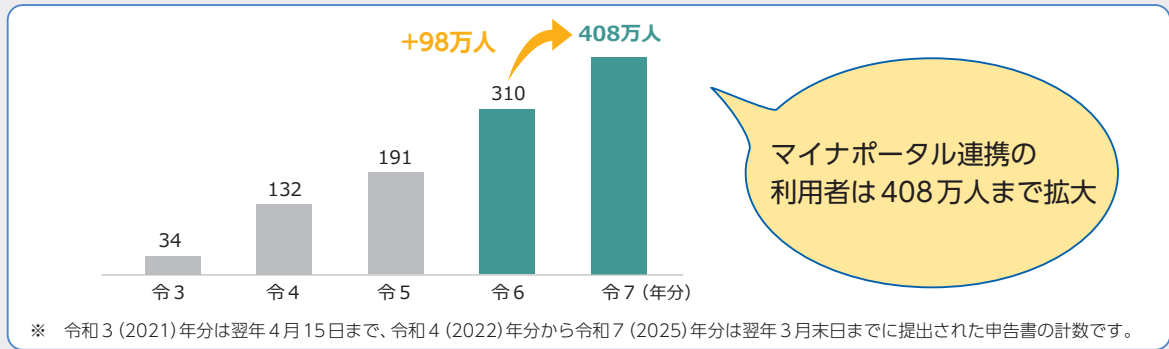
また、マイナポータル連携の前提となるマイナンバーカードを用いたe-Taxの利用を一層進める観点から、令和7(2025)年10月1日より、「ID・パスワード方式」で使用するID・パスワードについては、新規発行を停止しています。

¹ マイナポータルとは、行政手続のオンライン窓口で、自身の所得・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報の確認等が可能な、政府が運営するオンラインサービスのことで。

■ マイナポータルを活用した自動入力機能のイメージ図



■ マイナポータル連携を利用して控除証明書等を取得した方の数の推移



(参考)マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラです。制度の概要についてはデジタル庁ホームページをご確認ください。



デジタル庁
ホームページ

イ マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号です。

現在、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令や条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号は、マイナンバーと異なり、利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できます。

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、厳格な本人確認が求められます。

国税庁では、確定申告におけるマイナンバーカードを活用した納税者利便の向上施策を推進し、国税庁ホームページに特設サイトを設けてよくある質問(FAQ)を掲載するなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。



マイナンバー制度の特設サイト

～ 法人番号の付番機関としての対応 ～

国税庁は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知しています。

また、「商号又は名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「法人番号」の基本3情報を「国税庁法人番号公表サイト」で公表しています。

法人番号は、社会的インフラとして、官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索できるほか、データのダウンロード機能やWeb-API¹機能を提供しています。また、法人等からの登録を受けて、商号・本店の所在地の英語表記も公表しています。



国税庁法人番号公表サイト

(3) 自宅等から申告を行うための環境整備

納税者の方が確定申告に関して不明な点を自ら調べて解決できるように、国税庁ホームページにおいて、各種情報を掲載した「確定申告特集ページ」を開設するとともに、「確定申告期に多いお問合せ事項Q&A」や「税務相談チャットボット」、「YouTube国税庁動画チャンネル」などのサポートツールの更なる充実を図り、確定申告会場に来場しなくても確定申告に関する相談についてあらゆる側面から対応できる体制を構築しています。



確定申告特集ページ

¹ 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組みのことです。

(4) 確定申告の来場者への対応

確定申告会場での申告相談をご希望される場合には、オンライン事前予約を利用いただくことで、確定申告会場の混雑緩和と申告相談の待ち時間の縮減を図っています。

なお、当日受付をご希望される納税者の方には、相談枠に応じて入場整理券を配布しております。

また、確定申告会場では、ご自身のスマートフォン等を利用した申告書の作成・送信を案内しており、操作方法等について丁寧な説明等を行い、翌年以降、納税者自身が自宅等からe-Taxで申告いただけるように努めています。

地方公共団体との協力

国と地方公共団体との間で所得税申告書等のデータを相互に提供するなどの取組を進めることにより、デジタルを活用した簡単・便利かつ効率的で、誤りのない申告を実現する環境の構築を目指し、納税者の利便性向上と行政事務の効率化を図ります。

3 キャッシュレス納付の推進

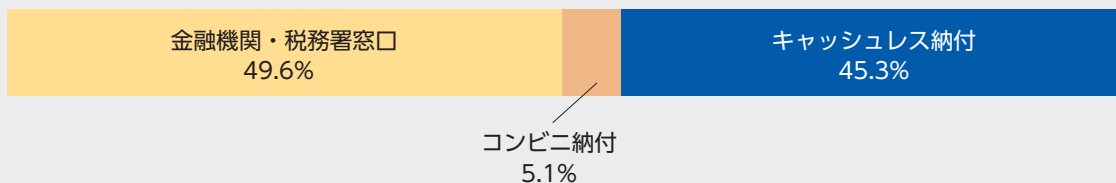
～ 簡単・便利なキャッシュレス納付環境の構築 ～

国税の納付については、現状、全体の約55%が金融機関・税務署の窓口やコンビニで行われています。

国税庁では、納税者利便の向上、業務の効率化及び現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、令和8（2026）年度までにキャッシュレス納付割合を54%とする目標を設定し、利用拡大に向けて取り組んでいます。

特に、納付件数の多い源泉所得税について、国税当局と日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関が一つの目標を共有し、連携して取り組めるよう、令和8（2026）年度までに「源泉所得税のキャッシュレス納付割合を36%とする目標値を新たに設定しました。また、令和7年3月に「キャッシュレス納付体験コーナー」をe-Tax ホームページに開設し、e-Taxによる徴収高計算書の作成、送信、電子納税の一連の手続きを体験する中で、源泉所得税のキャッシュレス納付の利便性を多くの事業者等の方々に実感していただいています。また、キャッシュレス納付の周知・広報や利用勧奨に当たっては、日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関と連携して取り組んでいます。

■ 国税の納付手段別納付割合：令和6（2024）年度実績（件数ベース）



～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても、次のような多様な納付手段を導入することで、納税者利便の向上を図っています。



納税に関する
総合案内

キャッシュレス納付による納付手段

振替納税 【申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能】

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する手続です。オンライン(e-Tax)又は書面で「預貯金口座振替依頼書」を提出していただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人の方に便利な手続となっています。

ダイレクト納付 【全税目で利用可能】

事前に届出をした預貯金口座から、e-Taxを利用して、即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する手続です。初回のみ事前にオンライン(e-Tax)又は書面で「ダイレクト納付利用届出書」を提出し、預貯金口座の登録を完了している方がご利用いただけます。e-Taxで申告される方、特に毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続を行う方に便利な手続となっています。なお、e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、各申告手続の法定納期限当日(法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日)に自動的に口座引落しにより納付を行うこともできます。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税 【全税目で利用可能】

金融機関のインターネットバンキング口座やATMから納付する手続です。

クレジットカード納付 【全税目で利用可能】

専用サイト(国税クレジットカードお支払サイト)を経由し、クレジットカードを使用して納付する手続です。

- ※1 納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)
- ※2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

スマホアプリ納付 【全税目で利用可能】

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト(国税スマートフォン決済専用サイト)を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する手続です。

- ※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。
- ※2 事前に利用するスマホ決済アプリへの残高のチャージが必要です。

（参考）キャッシュレス納付以外の納付手段

コンビニ納付 【源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能】

次のいずれかの方法により、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- ① 国税庁ホームページなどから、ご自身で納付情報のQRコードを作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末等にQRコードを読み取らせて出力された納付書で納付する方法
- ② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局や税務署で作成するバーコード付納付書で納付する方法

※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※2 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

現金納付 【全税目で利用可能】

現金に納付書を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署で納付する手続です。

4 申告・納税等に役立つ情報提供

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

税法の解釈・取扱いや申告・納税に関するお知らせ等については、国税庁ホームページやSNSを活用して情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談については、電話などで回答しています。

また、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

(1) デジタルツールを活用した情報提供等

～ 探しやすい、誰もが利用できるコンテンツの提供 ～

国税庁ホームページでは、必要な情報に容易にアクセスできるよう、分野別メニューを設けるなど、探しやすいコンテンツの提供に努めています。

また、文字拡大・音声読み上げ機能や英語によるページ、多言語版の確定申告手引き等の掲載など、障害の有無、年齢、国籍、利用環境等にかかわらず、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮したコンテンツを提供するように努めています。

さらに、納税者の皆様に税に関する情報を広くお知らせすることを目的として、国税庁ホームページに掲載している情報を中心に、SNSを活用した情報発信を行っています。

国税庁ホームページの概要

※掲載画像は令和8(2026)年6月現在のものです。

The screenshot shows the National Tax Agency homepage with the following numbered callouts:

- 1** Google検索 (Search bar)
- 2** サイトマップ (Site map link)
- 3** ナビゲーションメニュー (Home, Tax info, Publications, etc.)
- 4** 緊急のお知らせ (Emergency notices section)
- 5** 国・自治体採用情報 (Recruitment information banner)
- 6** 注目ワード (Featured words section)
- 7** 新着情報 (Latest news section)
- 8** 税務署を検索 (Tax office search form)
- 9** 分野別メニュー (Categorized menu)
- 10** SNS連携 (Social media links for X, LINE, YouTube)
- 11** 税の情報・手続・用紙 (Main content area with sub-sections like Publications, Laws, etc.)

- 1 サイト内検索**
キーワードで情報を検索する機能
- 2 文字拡大・音声読み上げ**
視覚・聴覚に障害のある方のためのサポート機能
- 3 グローバルナビゲーション**
情報の種類を分類して表示
- 4 緊急のお知らせ**
災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示
- 5 バナー**
特に注目してほしい情報のバナーを表示
- 6 注目ワード**
注目してほしい情報に関するワードを表示
- 7 新着情報**
更新情報を一覧で表示
- 8 税務署を検索**
郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能
- 9 分野別メニュー**
利用者の目的や区分別にアクセス件数の多いページを表示
- 10 SNS等**
国税庁の情報発信ツールを集約して表示
- 11 サイトマップ**
国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

SNSによる情報発信

● X(旧Twitter) @NTA_Japan(フォロワー数約187千人)^{※1}

国税庁ホームページの新着情報や報道発表のほか、国税局・税務署における各地の広報イベント、採用関係に関する情報などを発信しています。



X
(国税庁公式アカウント)



● LINE @kokuzei(友だち数約7,232千人)^{※1}

国税庁ホームページの各種ページへのリンクをメニュー画面として表示しているほか、利用者が登録したセグメント別の情報をタイムリーに発信しています。



国税庁
LINE公式アカウント



● YouTube @ntachannel

(チャンネル登録者数約284千人)^{※1}

確定申告や年末調整等に関する解説動画、国税局・税務署における各地の広報イベントの様などを発信しています。



国税庁
動画チャンネル



● Instagram @kokuzei_saiyo(採用専用アカウント)

(フォロワー数約2千人)^{※1}

国税職員に関する業務説明会の開催情報など、採用に関する様々な情報を発信しています。



Instagram
(リクルート専用)



● Instagram @kokuzei.syurui.yusoku_official

(フォロワー数約2百人)^{※1}

「伝統的酒造り」やGIを主軸とした日本産酒類の情報を発信しています。



Instagram
(酒類情報発信用)



※1 フォロワー数、友だち登録者数、チャンネル登録者数は、令和8(2026)年6月1日時点の情報を表示しています。

※2 画像はイメージです。

(2) 税務相談

～ 国税庁ホームページで税務相談 ～

納税者自らが国税に関する疑問を解決できるように、国税庁ホームページでは、「チャットボット」による相談や「タックスアンサー」などによる情報提供を行っています。

また、電話での税務相談は、各国税局に設置している電話相談センターで受け付けています(英語による相談専用ダイヤルも設置しています。)

～ チャットボットは相談範囲を拡大 ～

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも国税に関する相談ができる「**税務相談チャットボット**」を国税庁ホームページに導入しています。

チャットボットは、国税に関する疑問について気軽に相談をすることができ、国税庁ホームページに掲載されている情報へ短時間でたどり着くことができます。これまで対応していた「所得税の確定申告」、「消費税の確定申告」、「インボイス制度」、「年末調整」の相談に加えて、令和8(2026)年2月からは「贈与税の申告」の相談にも対応しました。

また、**タックスアンサー**では、よくある国税の質問に対する一般的な回答を掲載しており、自身の状況やライフイベントなどに応じて検索することができます。

■ チャットボットへの質問件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所得税の確定申告	万件 949	万件 987	万件 856
消費税の確定申告	91	32	24
贈与税の申告	—	—	16
年末調整	63	69	87
定額減税	—	165	—
合計	1,102	1,253	984

※1 「所得税の確定申告」には「e-Tax、作成コーナーの操作方法」、「消費税の確定申告」には「インボイス制度」に関する質問件数が含まれています。

※2 端数処理のため各項目の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

■ タックスアンサーへのアクセス件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
アクセス件数	万件 8,910	万件 11,212	万件 12,099

国税に関するご質問・ご相談はチャットボットやタックスアンサーを是非ご利用ください。



チャットボットキャラクター
税務職員ふたば



チャットボット



タックスアンサー

■ 電話相談センターの相談件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	万件 538	万件 581	万件 525

※ 聴覚障害者等専用電子メール及びファクシミリの相談件数を含みます。

～ 税務署での面接による相談は事前予約の上で対応 ～

国税に関するご質問やご相談については、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターの利用を案内しています。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、上記の方法による解決が困難な場合には、税務署において面接相談を受け付けています。

なお、面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要がありますことから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

(3) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などは、納税者が実際に行う取引等に係る税務上の取扱いに関して、取引前又は申告期限前の照会(事前照会)に応じ回答しています。

このうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その内容を国税庁ホームページにおいて公表しています(文書回答事例)。このほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となる回答事例についても国税庁ホームページに掲載しています(質疑応答事例)。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	令和6年度	令和7年度
受付件数	155件	173件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	令和6年度	令和7年度
掲載件数	2,060件	2,059件



文書回答事例



質疑応答事例

5 租税に関する知識の普及や各種情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、租税の意義や役割等の知識と理解を深めることを目的とした啓発活動を行うとともに、国税庁ホームページのほか、テレビや新聞などのマスメディア、各種広報媒体や各種説明会を通じて、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

税を考える週間

国税庁では、国民の皆様へ租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様へ日常生活と税の関わりを理解していただくことにより、納税の大切さをお伝えしています。



公益財団法人日本サッカー協会(JFA)と連携した広報施策

国税庁では、令和6(2024)年10月に、公益財団法人日本サッカー協会(JFA)を国税庁広報大使に任命し、男女代表選手による横断幕を使った税を考える週間やキャッシュレス納付のPR、監督を起用した採用ポスターへの協力、JFAからJリーグ全クラブ(60クラブ)に対する広報協力依頼、国際親善試合でのスタジアム大型ビジョンで国税広報動画の放映、サッカー教室での租税教育等の様々な国税の広報活動に御協力いただき、世代を超えて多くの方々に税の大切さや国税当局の推進する取組について周知が図られています。

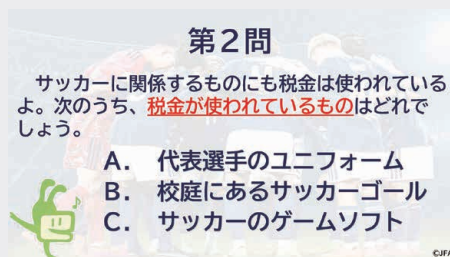
令和8(2026)年4月には、国税庁とJFAが共同で「税金クイズ」を制作しました。

本クイズは、2026年サッカー・ワールドカップ北中米3か国大会の開幕に際し、子供たちにも人気のあるサッカーに税を絡め、税に対する興味を持ってもらうきっかけとして、租税教室や自宅等での復習用教材として共同制作したものです。クイズは、サッカーやワールドカップに関連した内容を題材に全5問で構成されており、税の役割などを楽しく学べる構成となっており、YouTube「国税庁動画チャンネル」で公開しています。

このような多大なる功績に敬意と感謝を表するとともに、今後の更なる協力関係の発展を祈念して、令和8(2026)年6月に国税庁長官からJFAに対し感謝状を贈呈しました。



税金クイズ動画



(1) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

租税教育は社会全体で継続的、段階的に取り組むことが必要との考えの下、国税庁では、次代を担う児童・生徒に、国の基本となる税の意義や役割を正しく理解してもらうため、国税庁、文部科学省及び総務省の関係省庁等で構成される、租税教育推進関係省庁等協議会(中央租推協)において、租税教育の充実に向けた取組方針を協議・策定し、小学校、中学校及び高校を対象とした租税教育の事例集や講師用マニュアルの作成等の環境整備や支援に取り組んでいます。

事例集等については、新しい学習指導要領やGIGAスクール構想など、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で児童・生徒等が主体的・対話的に深い学びが実現できるよう教材づくりに努め、各種コンテンツを国税庁ホームページ「税の学習コーナー」に掲載しています。

この中央租推協が策定した取組方針の下で、各地域に設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者等で構成)では、税理士会、関係民間団体の協力を得て、副教材の作成、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣、中学生及び高校生を対象とする税に関する作文の募集、教育関係者等を対象とした研修会等を実施しています。

また、国税庁では、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」において、「税務署見学」や「体験学習」を実施しているほか、各府省庁が連携して実施する「こども霞が関見学デー」においても、租税教室を開催しています。

税理士会、関係民間団体においては、租税教室等の講師派遣の多くを担うほか、「教員養成大学寄附講座」の開設(税理士会)、税に関する動画グランプリの開催(青色申告会)、租税教育用動画「カノンとスバルの3つの願い」の作成、キッズニア東京における税務調査体験イベント、絵はがきコンクール等の各種租税教育活動(いずれも法人会)、「税の標語」の募集(間税会)、中学生の「税についての作文」の募集(納税貯蓄組合)等、租税教育に積極的に取り組んでいます。



税の学習コーナー



各段階に応じた租税教育

■ 租税教室等への講師派遣状況

	令和6年度	令和7年度
	人	人
職員	9,708	9,243
職員以外	35,187	35,957
合計	44,895	45,200

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	令和6年度	令和7年度
	編	編
高校生	178,159	173,021
中学生	435,572	426,594

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しており、令和7(2025)年度は「税務署の仕事から見た昭和～昭和前半期を振り返る～」をテーマに、令和7(2025)年11月4日から令和8(2026)年10月29日まで、昭和という激動の時代に税務署の現場はどのような状況であったか、実際の現場で使われていた史料を通じて昭和(前半期)について説明・展示しています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校租税史料コーナーをご覧ください。



特別展示の風景



税務大学校
租税史料コーナー

(2) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

納税者自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成に繋がります。このため、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署では主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

	令和6年度	令和7年度
	回	回
開催回数	1,217	1,096

(3) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
	回	回
開催回数	32,974	18,782
	千人	千人
参加人員	708	471

6 関係民間団体との連携・協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、税に関する情報や各種施策の積極的な周知・広報に取り組んでいます。

関係民間団体は、オンラインの税務手続(e-Tax)の利用拡大に向けた取組や事業者の業務のデジタル化促進に向けた取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図りながら、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

【概要】

青色申告会は、「誠実な納税者としての権利義務の遂行、税務行政への要望、合理的な税制の確立」を目的として、青色申告を行う個人事業者を中心に結成された団体です。

【近年の活動状況】

個人事業者への記帳指導・確認、各種説明会の開催、経営支援、会計ソフト活用による複式簿記・青色申告・e-Taxの普及など、幅広い活動を行っています。

所得税の確定申告期間には、確定申告会場に設置している「青色コーナー」において、青色申告の普及に取り組んでいます。



全国青色申告会総連合
ホームページ



青色申告会キャラクター
「あおいろくん」



確定申告会場の青色コーナー

法人会

【概要】

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すること」を目的として結成された団体です。

【近年の活動状況】

税制改正に関する提言、税の啓発に資する広報活動や租税教育、国税庁後援事業である「自主点検チェックシート」や「税に関する絵はがきコンクール」に係る活動などに取り組んでいます。活動を通じて適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献しています。



全国法人会総連合
ホームページ



法人会キャラクター
「けんた」



税制改正に関する提言活動

間税会

【概要】

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体であり、「消費税などの間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体です。

【近年の活動状況】

間税会は、税に関する啓蒙・広報活動の一環として、学生から大人までを対象として「税の標語」(国税庁後援)を広く募集・表彰する活動や世界の消費税率の図柄入りクリアファイルを作成・配布する活動などを行っています。

また、消費税の滞納を未然に防止するため、納税資金の準備、振替納税やダイレクト納付の推進などに取り組む消費税完納運動を行っています。



全国間税会総連合会
ホームページ



間税会キャラクター
「かんちゃん・しょうちゃん」



令和7(2025)年度 税の標語表彰式

納税貯蓄組合

【概要】

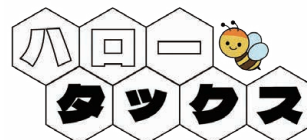
納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体であり、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。

【近年の活動状況】

納税貯蓄組合では、「納貯の日」(毎年4月10日)を中心に、税の期限内完納運動の推進をはじめ、国税及び地方税のキャッシュレス納付推進などの活動に取り組んでいます。また、次世代を担う中学生の「税についての作文」を事業の柱としており、これらの事業を通じて「税と出会う」という意味から「ハロータックス」の愛称で活動しています。



全国納税貯蓄組合連合会
ホームページ



愛称「ハロータックス」のロゴ



令和6(2024)年5月30日(木)に開催した
「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」の様子

納税協会

【概要】

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献すること」を目的として、法人・個人を問わず、様々な業種の方が加入されている大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

【近年の活動状況】

税に関連した各種説明会の開催や税理士会と連携した税務相談の実施等による「税」に関するトータルアドバイス、パソコン会計教室や実務講座の開講等の人材育成のサポート、各界著名人による講演会の開催や各部会活動を通じた異業種との情報交換の場の提供のほか、次代を担う児童・生徒に対する租税教育や税の広報活動など、多岐に渡る活動を行っています。



納税協会
ホームページ



納税協会キャラクター
「のうちゃん」



タブレット端末を活用したICT租税教室の取組

7 国税組織の業務のデジタル化推進

～ デジタル・ガバメント¹の実現に向けて ～

令和7(2025)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に沿って、国税庁においても、国税に関する手続のデジタル化や納税者の視点でUI/UXの改善に取り組むほか、情報セキュリティを確保しつつシステムの効率化・合理化を推進し、業務の効率化にも取り組んでいます。

国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムです。

◎ KSKからKSK 2への移行

KSKシステムについては、デジタルの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、令和8(2026)年9月にKSK 2へ移行する予定です。

KSK 2への移行により、データ中心の事務処理を実現します。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、大量の納税者情報を管理しているため、システムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、定期的なセキュリティ監査を実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、データを保有するe-Tax及びKSKシステムの基幹システムは、平成19(2007)年に国際的標準規格に準拠したISMS²適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001³に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和2(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムについても、同認証を取得しました。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「ISMS」とは、情報セキュリティマネジメントシステムの略称であり、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年5月に発行された国内規格です。

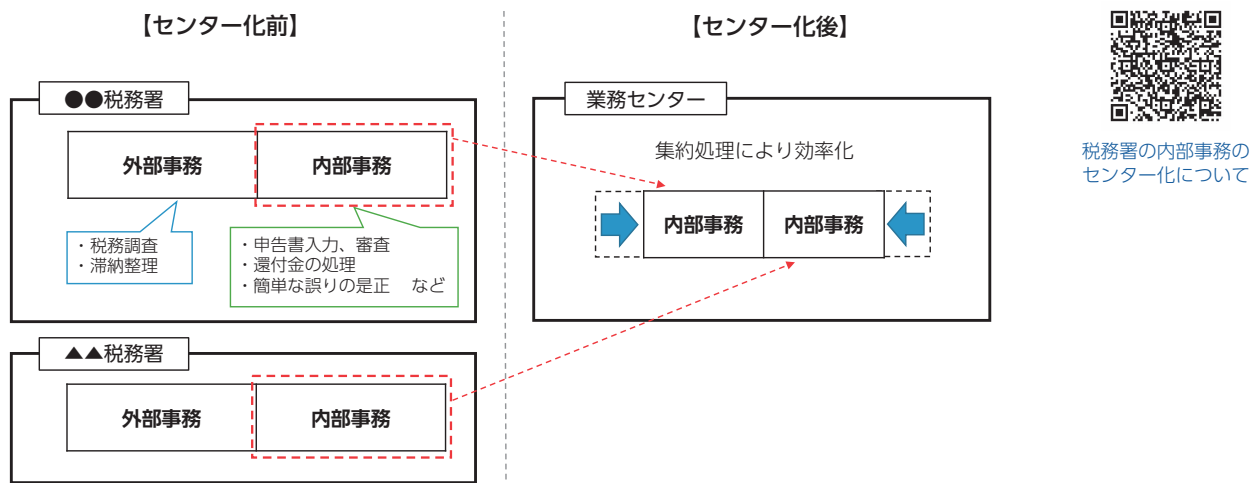
8 内部事務のセンター化

国税庁では、令和3(2021)年7月から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務(申告書の入力処理、照会文書の発送等)を専担化した組織(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。順次、対象となる税務署を拡大しており、令和8(2026)年7月から、全ての税務署が対象となります。

業務センターで内部事務を集約処理することにより、事務の効率化と正確性の確保を目指すとともに、効率化によって生まれた事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用といった外部事務の充実・高度化につなげていくこととしています。

内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、業務センターから納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります

各国税局における「内部事務のセンター化」の実施状況など、詳しくは、国税庁ホームページの「税務署の内部事務のセンター化について」をご覧ください。



9 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的な情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。